

本日の会議に付した事件

令和2年第2回山元町議会定例会（第3日目）

令和2年6月10日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和2年第2回山元町議会定例会第3日目、本日の会議を開きます。

8番遠藤龍之君から欠席届出書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番渡邊千恵美君、6番高橋真理子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例94番により質問時間は40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、通告外にわたらないよう気を付けて質問されるようお願いいたします。

なお、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番。おはようございます。9番岩佐孝子です。

ただいまから令和2年第2回山元町議会定例会において、大きく2件、7点、14項目について一般質問をいたします。

震災から明日で9年3カ月目、我が町の復興事業は最終場面を迎えました。

昨年10月の大雨、台風災害による災害復旧、そして今年に入ってから新型コロナウイルス感染症対策対応などに日々ご尽力いただいておりますこと、関係者の皆様に厚く感謝と敬意を表します。

新型コロナウイルス感染は、県内では昨日まで感染者ゼロ42日を数えました。小中学校の登校も今月1日から始まり、校舎にはようやく子供たちの姿が見られ、地域にもようやく活気が出始めた感じがいたします。高齢者施設、保育所、児童クラブの子供たち、そして狭い空間の中で安全に見守ってくださりご尽力いただきました関係者の皆様、自宅で頑張ってくれた子供たち、家族の皆様、本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

2月末からは不要不急の外出自粛により、今後のまちづくりについての課題が浮き彫りにされたのではないのでしょうか。例えば少子高齢化、核家族による子供たちへの対応、地域コミュニティの低下、大雨、地震などの災害時における避難など、今後予想される災害に対する対応、対策に真剣に取り組む、地域活性化につなげていきたいものです。

そこで1点目、安全安心で暮らせるまちづくりについてであります。

新型コロナウイルスにおける課題、東日本大震災における避難道路整備や台風などにおける被災した道路、河川工事の進捗状況について、4点についてお伺いをいたします。

1点目、新型コロナウイルスの感染症対策・対応についてお伺いします。

1項目、今後も予想される新型コロナウイルス感染症への予防計画、そして対策。

2項目め、第2波、第3波の感染時でも、休業補償などが無い企業などに勤務する家庭の児童、保育所や児童クラブでの全員受け入れは可能なのか。

そして3項目め、介護施設におけるクラスター感染時の対応マニュアルは確認されているのか。

2点目、新型コロナウイルス感染症と自然災害などの同時発生時における対策についてお伺いします。これは、昨日も同僚議員からありました。

1項目め、避難対策はどのようにしていくのか。

3点目、避難道路整備の取り組み状況についてです。

1項目め、新浜諏訪原線などの避難道路工事の進捗状況はどのようになっているのか。

4点目、これから迎える梅雨時期、台風における災害に備えるため、昨年台風などの災害で被災した道路・河川の復旧、整備などの取組についてお伺いします。

1項目め、昨年の災害で被災した道路・河川の災害復旧工事が全て完了するのはいつ頃を見込んでいるのか。

2項目め、高瀬笠野線のアンダーパスの対応・対策について。

3項目め、台風などで被害を受けた国道と接合する河川などにおける改良事業の進捗状況と今後の取組の対応はどのように推進していくのか。

2点目、この町がきらっと輝き持続可能な町、活気あふれ、誰もが足を運び、住みたくするための今後のまちづくりを目指し、次の3点についてお伺いします。

1点目、交流人口100万人達成を目指した取り組みについて。

1項目め、具体的施策推進において、今までの事業の検証はしているのか。

2項目め、坂元地区、深山周辺、沿岸部についての今後の具体的計画。

そして2点目、地域の活性化を図るための方策はどのように計画し実践していくのか。

1項目め、商店街活性化に向けた対策は。

2項目め、企業誘致など雇用の場の創出については。

3項目め、山元ブランドの活用は、今後どのように実施するのか。

3点目、地域づくりや地域産業の人材、材料となり、あと財産ということで、そういうことの育成、活用をどのように図っていくのか、図るのか。

以上について、町長の前向きな取組、考え方について、真摯で誠意あるご回答を求め、一般質問をいたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問、2日目に入ったわけでございますけれども、昨日はお三方合わせて細目11点お答えしまして、的を絞った簡潔明瞭な対応を賜りました。

本日は岩佐孝子議員から大綱2点、細目15点にわたるお尋ねがありました。順次お答え申し上げる、解答用紙だけで26枚ございます。先日と重複し、読み上げない解答用紙8枚を含めると34枚となります。回答を述べるだけで40分程度を要しますので、しばし耳を傾けていただければというふう存じます。

なお、この際改めてですね、議員各位にお願いしたいことは、質問のこの通告内容につきましてはですね、何々について伺うといったこのシンプルすぎる項目の羅列ではなくてですね、議員必携にもあるように、一般質問の記載例に沿ってですね、脈略のある文章形式で、論点、争点を明確にいただければというふう存じます。

そして、議会自らがこの制定いたしました議会基本条例、先ほど議長も申し上げておりましたが、論点、争点をですね、明確にした一問一答方式とすることがうたわれておりますので、ぜひとも質問と答弁がかみ合うようなご対応をよろしくお願いを申し上げます。岩佐孝子議員のご質問にお答えをいたします。

大綱第1、安全安心で暮らせるまちづくりについての1点目、コロナ感染症対策対応についてのうち、今後も予想されるコロナ感染症への予防計画、対応についてですが、現在も日々感染者が確認されているコロナ感染症については、治療薬やワクチン等の効果的な治療法がない中で、感染拡大防止対策を講じなければならない状況が続いております。

昨日の一般質問で高橋建夫議員にお答えしたとおり、本町ではこれまで、県内で最初の感染者が報告された以前から、備蓄用マスクをいち早く妊婦や透析治療者等、基礎患者、基礎疾患をお持ちの方を初めとした町民の方々等へ配布すると共に、通勤通学者等を対象に山下坂元領域で3回にわたりマスクを配布したほか、町内介護医療関係事業者等を対象に、2回にわたりマスクを配布し、着用を励行してまいりました。また、感染者数がピークとなり、衛生用品が品薄の4月中旬から、第2波、第3波に備え、マスク、アルコール消毒液、抗菌剤を確保し、各世帯及び近い距離で接客を行う事業者等への配布計画を進め、先週から配布を開始したところであり、今月中旬には各行政区のご協力をいただきながら、町民の皆様にお届けしてまいります。

先月14日には緊急事態宣言が解除され、同月末には特措法に基づく市町村の対策本部は、国の通達により廃止することとなりましたが、本町では第14回対策本部会議において、本部を任意に設置することを決定し、引き続き対策を講じていくこととしております。

現在県内では新たな感染者が発生していない状況ではありますが、町といたしましては、人と人の距離を取るソーシャルディスタンスや、マスクの着用、手洗い等の手首、手指衛生のですね、基本的な感染拡大防止対策の普及啓発を図ると共に、長期的な対応に備えてまいります。

次に、第2波、第3波の感染時における保育所や児童クラブでの保育についてですが、4月15日以降、つばめの杜保育所と児童クラブでは、感染拡大防止の観点から、家庭での保育をお願いした上で、保護者の勤務状況等から、保育が必要な児童全員の受入れを行ったところであります。町といたしましては、今後の感染拡大時におけるつばめの杜保育所と児童クラブの運営については、感染の予防に最大限配慮し、保護者の勤務状況等を踏まえ、保育が必要な児童は全員受入れるなど、きめ細かな保育サービスの提供に取り組んでまいります。

次に、介護施設におけるクラスター感染時の対応マニュアルについてですが、町内の介護事業所においては、国から示されている高齢者介護施設における感染防止マニュアルに基づき、面会者の制限やアルコール消毒の徹底を行うなど、感染拡大防止対策を講じているところであります。

しかしながら、デイサービス等の通所サービスについては、全国でのクラスター発生事例も多く、介護事業所が休業となった場合においては、在宅で暮らす高齢者のケアが行き届かなくなるという課題が生じることが考えられます。コロナ感染症を広げないことも重要ではありますが、一方では介護難民を発生させないための対策も必要なことから、各介護事業所に対しては、国からサービス提供に当たっては特例を活用した訪問によるサービス提供など、柔軟な対応についても示されているところであります。町といたしましては、これまで介護事業所に対して、マスクやアルコール消毒液の提供を行ってまいりましたが、引き続き保健所を初め各関係機関と連携を図りながら、介護事業所が十分な感染拡大防止対策を講じ、安心してサービス提供が行えるよう支援してまいります。

次に、2点目、コロナ感染症と自然災害等の同時多発時における避難対策についてですが、昨日の一般質問での大和晴美議員への回答と同様であります。

次に、3点目、新浜諏訪原線等の避難道路工事の進捗状況についてですが、これまで本町においては、沿岸部にお住まいの方々の安全、安心のため、南北におおむね1キロメートルの感覚で避難道路10路線を位置付け、整備を進めてきたところであります。

避難道路整備については、事業規模が膨大であり、派遣等の土木専門職員が大幅に減少する中での対応となりますが、事業予算が最終年度であることから、工事の完成に向け、関係者や関係機関との調整を密に図り、鋭意取り組んでまいります。

なお、進捗状況の詳細については後程担当課長から説明をさせたいというふうに思います。

次に、4点目、台風等の災害で被災した道路河川の復旧整備等の取組状況のうち、災害復旧工事の完了見込みについてですが、昨年10月の台風19号等は公共土木及び農業用施設において、町内各所に約280カ所もの被災をもたらし、平成29年の台風21号で被災した250カ所と並んで、町の災害史に残る大変は被害であったと認識しております。

町といたしましては、東日本大震災からの創造的復興の完成に向けた復旧復興事業に加え、震災前からの長年の課題であった生活道路や排水に関する事業等を相当数実施してまいりました。このように、膨大な業務を抱える状況の中、昨年10月の台風19号等の災害復旧に当たっては、被災直後から応急復旧に着手すると共に、時間的制約がある中、国庫負担対象事業として要件を満たした25カ所についてはいち早く災害査定を受けるなど、財政的な負担を最小限とすることも留意しつつ、今年2月頃から本格的な復旧に取り組んでまいりました。また、町内建設業の皆様には、さきにお話いたしましたように、既に多数の事業を受注いただき、多忙なところに加えて、膨大な復旧工事にもご協力いただく形となりました。

このように、町及び町内建設業共に極めて困難な状況での対応ではありましたが、復旧工事については生活に密接した箇所を優先的に進めたところであり、先月末時点での復旧工事完了は211カ所で、全体の約75パーセントまで進捗が図られたところであ

ります。残りの約70カ所についても、マンパワーの激減もある中で、工期延長等しながら順次進めております。本格的な台風シーズン前の9月末までにはおおむね完了する見込みですが、被災箇所の一部には稲作の揚水時期に係りますことから、本復旧することが困難となり、工事着手が秋頃になる箇所があります。これらの箇所につきましては、現場の状況に応じて、周囲への注意喚起や被害拡大防止に努めつつ、年末までの完了を目指し、鋭意工事を進めてまいります。

次に、町道高瀬笠野線のアンダーパスの対応、対策についてですが、当該路線は国道6号と県道相馬亘理線を結ぶ避難道路となる重要路線であります。このため、アンダーパスの建設に当たっては、冠水防止対策として排水ポンプを設置し、工事には強制排水を行うこととしておりますが、昨年10月の台風19号等では想定以上の雨量と、それに伴う高瀬川排水路からの越水により冠水が生じたところであり、このことも踏まえ、町としては亘理土地改良区と連携して、高瀬川排水路のしゅんせつを実施し、流加断面の確保を図ったところであり、今月中にはアンダーパス西側の越水した範囲に土のうを設置し、堤防のかさ上げを図ることとしております。

また、アンダーパスの冠水対応の遅れは人命に関わる危険性があることから、適切な通行止め等の措置を行うため、昨年度担当課において大雨時の対応を明文化すると共に、通行止めをする際に円滑な交通誘導を図るため、通行止めの予告看板や迂回ルート看板の制作に取り組んだところであり、しかしながら、これらの対応はあくまで応急的なものであり、冠水を最小限にとどめるためのさらなる対策が必要であると考えております。

高瀬川については、町が今年度最重要課題として位置づけている排水不良の懸案、3カ所のうちの一つであることから、現在実施している排水解析業務により有効な対策を検討し、早期の事業化に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、台風等で被害を受けた国道と接合する河川等における改良事業の進捗状況と今後の取組についてですが、町内に国道を横断する町管理河川は9カ所あり、定期的なしゅんせつや排水ゲート操作による流量調整等を行ってきたものの、昨年10月の台風19号等は想定以上の降雨であったことから、国道付近で越水等が発生したところがあります。

国道を横断する構造物については、河川と排水路の境界区分に当たることから、仙台河川国道事務所や都市改良区等関係者が多岐にわたり、協議及び調整に時間を要する案件ではありますが、かねてから関係者と課題の共有を図りつつ、対策を探ってまいりました。今年度は町の最重要課題として、長年の懸案であった高瀬川、新井田川、山寺川及び鷲足川排水路合流部の3カ所の排水不良箇所の解消に取り組んでいるところがあります。

まず、高瀬川についてですが、国道6号交差点周辺に関しては、先ほどお答えしたとおり、現在排水解析業務を実施しており、今後流域の排水ルート分散化等の調査検討を実施してまいります。

次に、新井田川周辺についてですが、詳細設計業務を実施しており、水路の断面を確保するための橋梁の設計のほか、架け替えに伴う影響範囲の道路設計、さらに流加断面の変更に伴う下流施設への影響検証等を実施してまいります。

また、山寺川及び鷲足側排水路合流部につきましては、昨年度測量及び基本設計業務

委託を発注し、現在亙理土地改良区と構造及び排水の処理について協議を進めているところであります。

最重要課題として挙げている3カ所のほか、鷲足川については越水箇所が国道区域内であることから、仙山河川国道事務所に越水被害の防止に関する対応について協議を実施しております。

国道を横断する河川等の構造物は、その数が多いことに加え、一定の降水確率で設計されていることから、近年の激甚化、頻発化する降雨に完全に対応していくことは困難ではありますが、周辺住民の皆様の安全安心な暮らしを守るべく、関係機関と連携しながら、引き続き課題解決に全力で取り組んでまいります。

次に、大綱第2、今後のまちづくりについての1点目、交流人口100万人達成を目指した取組のうち、具体的施策の事業検証についてですが、町が目標として掲げる交流人口100万人を達成するためには、各種施設の整備はもとより、既存施設における積極的な事業展開など、目標の設定と進行管理が重要と認識しております。このため、交流人口を捉える対象施設やイベント等について整理し、個々の事業計画や目標値を取りまとめ、検証を加えながら、計画的に交流人口の拡大に取り組んでおります。その結果、町のランドマークとして昨年2月に開業した山元夢いちごの郷を初め、イチゴのふるさとならではのイチゴ狩りや、暑い夏に元気を届けるやまもとひまわりまつり、冬の風物詩として定着したコダナリエなど、四季折々の催事が開催され、交流人口は順調に拡大してきているところであります。

しかしながら、今般のコロナ感染者の拡大防止対策として、全国的に外出や県境をまたぐ移動の自粛が求められたことに加え、イチゴ狩りの自粛やイベントの中止など、町を訪れる交流人口にも影響が出ております。このことから、町といたしましては、一日も早いコロナ感染症の終息を願いつつ、終息後を見据えた交流活動回復に向け鋭意取り組み、それぞれの事業を適宜適切に見直しながら、イベントや町内に点在する観光拠点及び地域資源をつなぎ、交流人口100万人達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、坂元地区、深山周辺、沿岸部の具体的計画について。

初めに、坂元地区の主な計画ですが、当地区には蓑首城跡や茶室を中心とした指定文化財が存在しており、これらを文化財保護の観点等から保存、活用すべく、今年3月に策定した山元町指定文化財「茶室・蓑首城大手門・板倉」等整備基本計画の内容をベースに順次取り組んでまいります。

計画の主な概要については先月の議会全員協議会で説明したとおりですが、江戸時代末期に仙台に築造され、その後当地へ移築された茶室の老朽化が特に著しいこと等から、まずは茶室が存在する三の丸ゾーンの整備から着手し、茶室本体部分の修復を優先的にを行い、令和4年度を目途に供用開始を実現させたいと考えております。

次に、深山周辺の主な計画として、一昨年度の測量業務を具体的なスタートとして取り組んでまいりました深山山麓少年の森拡張整備がありますが、今年度の当初予算において基本計画、基本設計業務に係る費用1,800万円を計上し、現在発注事務を進めている段階にあります。昨年度、拡張を予定する土地の地権者の皆様には快く用地の提供に応じていただいております。来年度以降に予定しております実施設計業務や拡張改修工事等を進め、令和4年度には整備が完了するよう取り組んでまいります。

最後に、沿岸部の主な取組として、県内唯一の震災遺構である中浜小学校の公開がありますが、さきの第1回議会定例会において、関連する条例案を全会一致でご可決を賜り、現在は県道工事等の施工調整を進めながら、案内冊子の作成や、常駐する会計年度任用職員の雇用手続を行うなど、ハード面からソフト面へ業務を移行しております。

なお、先月上旬の時点では、全国的なコロナ渦への状況等を危惧し、来月中旬の公開こそ見送りましたが、常駐する職員の研修計画の策定や入管管理マニュアルの作成、さらには感染拡大防止対策を踏まえた安全な施設見学方法等を工程に沿って確定させ、今年の秋頃には公開をスタートさせたいと考えております。

次に、2点目、地域活性化を図る計画と実践のうち、商店街活性化についてですが、個人商店等を中心とする既存商店街の存続は、地域活力の維持や活性化の面から重要な課題であると認識しております。このため、亘理山元商工会や町商業協同組合と連携し、新規事業者の育成、起業を行う空き店舗活用、地域コミュニティー整備事業や、地域経済を循環させるまごころ商品券の販売支援など、地域産業の活性化に取り組んでまいりました。

しかしながら、約5年間取り組んだ空き店舗活用事業では、残念ながら新規事業者の起業には至らず、また商品券の発行事業についても、発行開始から20年が経過する中で、多額の未回収額が団体の財政運営を圧迫するなど、商業者支援の難しさを改めて痛感したところであります。このことから、今後とも関係団体や個々の事業者の方々との対話を重ね、有効な支援や事業の在り方を模索し、商店街活性化に取り組んでまいります。

次に、企業誘致等雇用の場の創出についてですが、私の就任以来、将来にわたり持続可能な町づくりを目指し、定住人口の増加や地域活性化を図るため、町内での雇用創出や所得、税収の増加、地域経済の活性化は重要課題であると認識し、積極的に企業誘致や企業支援に取り組んでまいりました。この取組が実り、町外からの新たな企業誘致を初め、既存事業者の事業拡大や操業再開など、企業立地や就業環境の拡大が進み、商業施設も含め15社の誘致や事業拡大を実現しております。また、震災後に設立された農業法人20社をも含めると、約500人の雇用が創出されたものと推計しており、本町における有効求人倍率は常に高い水準で推移し、誘致した企業から従業員の確保に苦慮しているといった声も伺っております。

一方、今般のコロナ感染症の拡大により従業員の解雇や雇い止め、新規採用者の内定取消し等が全国的に社会問題となっておりますが、幸いにも町内からは同様の事態は側聞しないものの、今後の雇用労働情勢を注視する必要があるとも考えております。このことから、引き続き企業の誘致や起業拡大を支援し、雇用の場の創出に向け取り組むと共に、企業の人材確保や働く場を求める町民とのマッチングに取り組んでまいります。

次に、山元ブランドの今後の活用についてですが、交流人口の拡大による地域活性化を図るためには、町の知名度やイメージの向上、いわゆるブランド力も重要であると認識しております。そのため、山元町の魅力を町内外へ発信し、地域のブランド化の推進に取り組み、本町が持つ豊かな地域資源や、それらに育まれ作り上げられたすぐれた商品を山元ブランド、「やまほど、やまもと。」として認証し、町の知名度向上に努めてまいりました。また、これらブランド認証品に関しましては、展示会や商談会への出展を初め、イベント等への優先的な出展や各種媒体を活用した広報等に努めており、これにより町の知名度は、イチゴに代表されるように、著しく向上しているものと認識してお

ります。

このような、さらなる交流人口の拡大や地域物産品の販路拡大を図るためには、町内の未活用の地域資源を発掘し、さらに磨き上げ、生産者や商品開発者はもとより、町民一人一人が地域に誇りを持ち、代表者を自信を持って受入れられるよう、郷土愛の醸成が必要になると考えております。

このことから、これまで認証したブランド認証品のさらなる知名度向上や販路開拓に取り組むと共に、引き続き新たな地域資源の発掘や積極的な商品開発を支援し、山元ブランドの魅力発信を通じ、産業の振興や地域の活性化に努めてまいります。

次に、3点目、地域づくりや地域産業の人材育成、活用についてですが、今年度から町内の農家と協働し、農業体験ツアーや町の情報発信等を行う地域おこし協力隊の隊員1名を委嘱し、活動を開始したところであります。コロナ感染症渦にあつて、活動の出鼻をくじかれたこの2カ月間となりましたが、その状況においても、今だからできることと、隊員は工夫を凝らした活動に取り組んでいるところであります。

先日地元新聞にも取上げられたとおり、これまで本町の復興支援ボランティア活動に関わった県内外の大学生へ、コロナ感染症渦でアルバイトの自粛等による不安を解消し、生活を応援しようと、地場産品やお米を送る活動等を行っております。

町では、今後のまちづくりの一翼を担う部分として、引き続き隊員の活動を支援しながら、地域づくりや地域産業の人材育成を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、大綱第1、(1)のイとかウ、その他教育委員会関係に関する件につきまして、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全安心で暮らせるまちづくりについての1点目、コロナ感染症対策対応のうち、緊急事態宣言に伴う児童生徒への学力、体力、心のケアの対応、対策についてですが、学力及び心のケアについては、昨日の一般質問での高橋眞理子議員への回答と同様であります。

体力面に関しては、休業中とはいえ外出自粛を余儀なくされることから、家庭でできる体操や運動に取り組むよう各校で指導いたしました。以前のように十分に体を動かせる状況ではなかったため、多くの児童生徒は運動不足や体力低下に陥っているものと考えております。

学校再開後、体育の授業や外遊び、部活動等を通して、健康体や体力は取り戻していけるものと思っておりますが、指導に当たっては、感染拡大防止対策を講じる必要があること、急激な運動再開は帰ってけがにつながるおそれがあることに留意し、急がず工夫しながら取り組むよう学校に指導しております。

学校再開後のさらなる課題や検討事項については、今後も校長会等を活用して対応を協議し、本町の宝である子供たちのため尽力してまいります。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、大綱第1の(3)のア、新浜諏訪原線の進捗状況について、先ほど町長から詳細な進捗については担当課長から説明させるといふことの説明がありました。報告がありましたので、この件について、建設課長佐藤 誠君。自席で報告願います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。避難道路整備における進捗状況の詳細についてご説明いたします。

新浜区内の現県道相馬亙理線から戸花山を經由し、真庭区内の国道6号まで新規改良路線として整備を進めている町道新浜諏訪原線については、平成26年度から事業に着手しております。

現在の状況としては、現県道相馬亙理線から町道いちご街道線までのうち、新県道相馬亙理線交差点を除く約460メートル区間については完成し、町道いちご街道線から戸花山までの約340メートル区間については、今年12月の完成を目指し施工中となっており、昨年度末時点における路線全体の進捗は、事業費ベースで約65パーセントとなっております。

今年度は最後の整備区間となる戸花山から国道6号まで、約580メートルについて道路改良工事を予定しており、そのうち国道6号付近の交差点改良区間においては、工事を委託している仙台河川国道事務所において施工する予定となっております。また、戸花山側の区間についても、今年秋頃の着手を目指して準備を進めております。

次に、笠野区内の現県道相馬亙理線から国道6号高瀬交差点まで、現道拡幅により整備を進めている町道高瀬笠野線についても、平成26年度から事業に着手しております。

現在の状況としては、現県道相馬亙理線から新県道相馬亙理線付近までの約390メートル区間については完成し、新県道相馬亙理線付近から、国道6号高瀬交差点から100メートル手前のY字路交差点付近までのうち、アンダーパス区間を除く約940メートル区間については、今年8月末の完成を目指し施工中となっており、昨年度末時点における路線全体の進捗は、事業費ベースで約87パーセントとなっております。

今年度は、最後の整備区間となる国道6号高瀬交差点付近の排水路改修工事を実施すると共に、現県道相馬亙理線交差点の花笠排水路をまたぐ橋梁工事を発注する予定としております。両路線の完成により、災害時の避難はもとより、町民の安全安心を支える病院、消防署や駐在所、または役場やJR駅等の町の公共交通施設、さらには各行政区間相互のアクセスが向上し、今まで以上に安全で住みよい町づくりに寄与すると考えております。

避難道路工事の完成に向け、引き続き関係者や関係機関との調整を密に図り、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、安全安心1件目の3点目についての、避難道路整備の取組状況について再確認をさせていただきます。

先ほど新浜諏訪原線の1項目めの新浜諏訪原線の説明がありました。65パーセントというふうなことなんですけれども、地権者との契約状況は全て終わっているのでしょうか。その辺について確認いたします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の地権者との契約状況についてでございますけれども、昨日時点で、事業に関わります筆数が、筆数が66筆のうち63筆が契約済みとなっております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。66筆中63筆、あとの、残りの分はいつ頃まで契約できる予定でしょうか。

もう今、今年度中にといいふうなところでありませけれども、それにやっぱり契約がきちんと整わないことには、非常にその工事が、進捗状況が遅れるんではないかと思われませが、その辺についてご回答願いたいと思ひませが、町長に伺ひませ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の関係でござひませので、担当課長のほうから。

あと、遠慮しないて、連続してお答えしてください。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。お答えいたひませ。

まず、状況といたひませは、先ほど筆数の件でお答えいたひませけれども、面積で言ひませともう99パーセント以上は契約となつておひませ。

その中で、基本的には工事の中で対応できる範囲とは考へておひませけれども、残りの3筆の中でですね、2筆程相続あるいは抵当権が絡んでおひませがござひませして、これは何カ月か要すると考へておひませけれども、年度内には完了できるものとして考へておひませ。

以上でござひませ。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今相続とかつていふうなことなんではなせが、やはり恒常管理をするためには相続、そして抵当権設定、それを解除するといふうな作業があると思ひんではなせが、そこまでの見込みは何カ月を見込んでおひませのでしょうか。町長。ほかの町村は……。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。当然相続といふことで、まず当たつてみてといふ部分があるので、確たることは言へない部分があることはご承知いたひませたいんではなせけれども、年度内には完了できる見込みで今進めておひませ。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの説明で、国道との交差点までのところなんではなせが、仙台河川国道事務所での施工なんではなせけれども、その部分がちよつとつていふところなんではなせが、この辺についてはどんなところが課題となり、そして遅れておひませのか。まだ契約まで至つていないようなんではなせが、その辺についてお伺ひしたいと思ひませ。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。仙台河川国道事務所のほうに委託しておひませ国道6号線交差点の部分の区間ですね、こちらに関ひませしては、以前ですね、議会のほうで契約のほう、契約について、町と国との間の契約についてご承認いたひませたところではなせがござひませ。その後、国のほうで、国のほうから業者さんへの発注といふのをかけていたひませしておひませして、そちらのほうが一回不調になつてしまつたといふ報告はいたひませしておひませ。

ただ、その後すぐに再度発注手続に入つておひませいるといふことでですね、今伺つておひませるところではなせがござひませ。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。国への委託といふようなことで進めてきたわけなんではなせけれども、そこで何か不調に終わるとかいふうなことで、こちらとしての条件整備はきちんとしていたひませたのかどうか、その辺は確認しておひませるんではなせが、町長。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。国との契約についてではなせがござひませけれども、あくまでもこちらで結んでおひませるのはですね、国のほうに工事の発注等含めましてですね、一切の手続をおひませしませといふ形で契約を結んでおひませ。

その中で、実際の業者さんへの発注ですね、こちらに関ひませしては、あくまで国が主体となつて発注していただひませくものでござひませませので、国さんのほうの条件に、手続に従つて発注されておひませると認識しておひませして、こちらから条件を付けるとかいふところではなせがしておひませませ。

以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。条件を付けるとかではなくても、何で不調になってしまったのか、その辺の原因とかっていう部分については検証していただいているのかどうか、その辺も含めてご回答願いたいと思うんですが、町長。その辺については国のほうとは確認はしていますか。

議長（岩佐哲也君）町長、何か答えられるものがあれば回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課のほうで対応しておりますので、担当課のほうで補足があればお願いします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。国のほうからあくまで伺っている話ということで、不調に終わったというところで、これが原因だというところを完全に国のほうでも分かっているわけではないと思うんですけれども、一般的なお話として伺っているのは、やはりどうしても今ある道路の中です、かつ舗装だけではなくて形も変える、いわゆる改良も実施すると、そういった工事内容になっておまして、そういった工事ですとどうしても交通整理というのが大変になることから、あまり正直工事の種類としては人気はないというところは伺っております。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。担当課では一所懸命取り組んでいるというのは分かりましたが、やはりここはリーダーとしての、トップがきちんとした姿勢を示すべきだと思いますので、その辺について求めて、次に移ります。

4 点目、これから梅雨時期です。台風における災害に備えるため、梅雨時期、台風に備えるために、今まで280カ所のうち70数パーセントですね、もう終わっているところなんですけれども、やはりまだ未発注、そして未着手しているところがあります。その部分については、先ほど今年度中についていうふうなことだったんですが、やはり大雨が降ってまた川が、河川なんかがえぐられたり、道路がまた陥没したりしているところが見受けられているようなんですが、その辺についての手当てなんかも考えた、最終的に今年度中ということに捉えてよろしいんでしょうか。町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の関係でございますので、大変申し訳ございませんけれども担当課長のほうからご答弁させていただきます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。先ほど町長のほうからですね、9月におおむね完了し、年内に全て完了見込みというところでお答えいたしておりますけれども、もう少し詳細なところをお話いたしますと、まず土木施設に関しましてはですね、まず7月までにさらに17カ所程度の完了を見込んでおります。また、9月までですね、44カ所、さらに44カ所、うち補助の大きいものが23カ所ですね。これを9月までに完成するというところで見込んでおります。

あと、秋以降でないとな着手できないところがですね、公共土木関係でいいますと3カ所ございますので、こちらに関しましてはどうしても12月ぐらいになってしまうというところで今進んでおります。

公共土木施設に関しては以上ようになります。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。私のほうから、農業用施設の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

稲作用のですね、揚水機時期に当たりましてということの下りになりますが、一部ため池の復旧がございまして、応急復旧はしているんでございますけれども、どうしても

揚水時期ということで、落成しないと本格的な工事ができないということで、そちらのほうにつきましては揚水時期が終わり次第発注する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。この頃は晴れの日が多いんですけども、5月の大雨などによって路肩が緩んできたところがあったように私は思っていた、危険箇所が出ているなど思ったんですけども、そういうふうなパトロールは行ったのでしょうか。その辺について伺います。まずは建設課のほうから。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。災害箇所の現在の状況でございますけれども、まず工事等が契約になっている箇所に関しましては、その管理は請負業者のほうにございますので、そちらですね、通常より管理は、管理するようというところでは実施しておるところでございますが、改めましてですね、雨の時期に入ることもございますので、確認を徹底させたいと思います。

また、工事が未契約の部分に関しましてはですね、改めて職員のほうでですね、確認をするように徹底してまいりたいと思います。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。農業用施設についてもですね、建設課と同様ですね、未着手の部分については職員でその都度大雨時には確認をしているところでございます。

また、どうしても発見しづらい部分が農業用施設ございますので、その辺につきましては行政区長さん等々情報をいただきながらさせていただきたいというふうに考えております。

議長（岩佐哲也君）次に入りますか。可能であれば休憩を入れますけれども。（発言あり）

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今、前向きな回答をいただきました。

やはり、常にですね、河川、道路のパトロールは必要なことだと思います。多忙だって、震災絡みがあったり災害絡みがあったりというようなこともありますけれども、やはり住民の安全安心を確保するためには、道路、河川、そして自然環境の中で、この地域の中をきちんと見ながらしていかなきゃならないと思いますので、その辺についても今後とも皆さんのご尽力を求めておきます。

1回目、終わります。

議長（岩佐哲也君）それでは、換気のため暫時休憩とします。再開は11時15分、11時15分再開とします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。次にですね、3点目の2項目め、高瀬笠野線のアンダーパスのところですが、あの辺結構関係機関と協議をしながら大分進めていただいております。

しかし、浸水対策、冠水対策ということから考えたならば、もう少しですね、道路からの浸水を防ぐような、先ほど堤防のかさ上げとか土のうの設置というふうのがあったんですが、西側から来た部分についてももう少し対策は考えられないのか、その辺につい

て町長どのように考えていますでしょうか。西側から。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど2回目でお答えした対策、対応というのがですね、基本になろうかというふうには思います。

繰り返しになりますけれども、どうしても周囲とですね、フラットと言いますか、あるいはちょっと盛土構造になっているようなところとは違って、逆に周囲よりも低いというようなことで、雨水が集まりやすい構造になっておりますので、それを当初から勘案して強制排水のポンプの設置をしてきたというところがございますし、今回の不具合については、これまでもお話しているとおりでですね、道路と並行して走る高瀬川のほうも一定の放水、排水量になると、どうしても時折越水してしまうということもあってですね、そういうことが重なって、大事に至らないような、そういう対策、対応が肝要だというようなことで、その手立てを講じてきたところではございます。

今回のしゅんせつがですね、土のうの設置等によりまして、一定の効果は期待できるものというふうにご考えてございますので、現段階ではそういうところの対応であるということでご理解を賜りたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの回答の中にさらなる対策としてっていうご回答がありましたけれども、前回だったでしょうか、以前に迂回路の整備なんていうお話が出たような気がするんですが、その辺についてはどのようになっていましたでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。高瀬笠野線のアンダーパス浸水の際の通行止めの際の迂回路というところがございますけれども、こちらですね、先ほどの町長からの回答にもございましたとおりでですね、通行止めしなければならなくなった場合にですね、どこを迂回路にするかというところを設定してですね、通行止めになった際には通行止めをすると共に、こちらのほうを回ってくださいといった表示看板を出すという対応で現在行きたいと考えております。

迂回路の新たなルートの新設となりますとですね、やはりちょっと予算上等の部分もございますので、なかなかすぐすぐというところは難しいかと思っておりますので、あくまで現在のところはこういった迂回路の設定というところでご考えております。

以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。努力をするというのは分かりますけれども、やはり大雨で、短時間にですね、豪雨によって通れなくなってしまうということが非常に、想定外という言葉が非常に多くなっていますけれども、そういうことから考えたならば、今朝も四国のほうで地震がありました。津波が想定されます。そういうときのことも考え、そしてまた大雨時にあそこについていうふうなときに、勤務している日はいいと思います。夜中時においてのそういう緊急のときの対応っていう部分も考えなきゃならないと思うので、その一日も早い排水解析業務というようなことで検討するというふうなことでありますけれども、やはりより安全安心なものを担保するとすれば、町長その辺についてどのようにお考えでしょうか。先ほど建設課長がおっしゃったように、ただ表示だけで、そこだけで済ませるといふようなことでの考えで行くということではよろしいのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今議員からもちょっとふれていただきましたが、私も先ほど私に対するお尋ねの中で、ちょっともう少し言及すればよかったかなというふうに思ったのは、1点目のお答えにもありますとおりで、今、先ほど私お答えしたのは、そのこの局部

的な関係でお話すれば先ほどのようなことになるんですけども、そこだけじゃなくて、まさに西側の一定程度の範囲をですね、考慮した中で、どういう排水対策を進めればですね、結果としてあそこのアンダーパスの部分についての影響も少なくなるのかというふうな、そういうことが必要だというふうに思いますので、今進めている交差点周辺ですね、あの辺一带を中心とした検討を進める中で、一つのエリアとして排水対策を進める中でですね、アンダーパスの部分についても影響を最小限に抑えられるような、そういう対応をしてまいりたいなというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり大雨、急に大雨が降ったり、もうそれこそ30分や1時間のうちに5センチ、10センチというのが非常に今多くなってきております。ゲリラ豪雨が多くなってきておりますので、そのときにも、一人も被害者を出さないというふうなことで取り組んでいただきたいということを求めておきます。

特にですね、今回国で示した日本海溝、千島海溝沿いの最大クラスの津波想定によりますと、最大沿岸部で、うちの町だと8.9メートルというふうな想定ということも示していただいております。そういうところから、人々の命を守るということ考えたならば、山側から来た水、そして海側から攻められた水によって被害者が出てしまうということが想定されますので、考えられますので、そういうことがないように、前回のあの737名の犠牲者を出さないような形で進めていただきたいというふうに思います。

3項目めですけども、先ほどの回答の中で、各機関との協議を進めながら事業を進めていただいているようなんですけども、もう少しこの辺について、山寺、鷲足とか、あとは浅生原の新井田川、ある程度まであそこの事業の進捗状況も分かってきたんですけども、もう少しちょっと台風による災害がまた2次、3次、災害が想定されるんですけども、もう少し早めな対応は考えられないのか、その辺について町長どのように協議なさっていたのか、その辺も含めてご回答願えたらと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねにつきましてはですね、これまでも一般質問の中でお尋ねがあっただけお答えをしてきたというふうに理解をしているところでございます。

まず、基本的にはですね、特にこの治水関係につきましてはですね、一朝一夕に対応できるものではないということは議員もよくお分かりかというふうに思います。これまでの町政運営を重ねる中でですね、どういう町全体としての排水対策を講じていくのかというところが問われるわけでございますので、今ここにきてすぐに右から左に解決できるわけではございません。ましてや今年度大変多忙を極める中で、担当課を中心にですね、3カ所の最重点箇所を位置づけて関係機関と対応をしているというふうなことでございますので、まずそういう基本的な仕組み、関係をですね、ご理解いただいた上で、できるだけその常任委員会等と進捗状況等を、ご説明をさせていただき、取組の状況をですね、共有していただくように我々も努力してまいりたいなというふうに思います。

大変申し訳ございませんけれども、個々の関係につきましてはですね、担当課長を中心にそれぞれ関係機関と一所懸命、業務多忙の中で日々取り組んでいる案件でございますので、なかなか目に見えた形です、1週間、1カ月後、2カ月後にどうなったというふうな説明はなかなか、説明しにくいところもございましてけれども、一日も早い大きな案件の解消に向けて、引き続き努力をしてまいりたいなというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、1件目の1点目、新型コロナウイルス感染症対策対

応の部分の1項目めの、今後も予想される新型コロナウイルス感染症への予防計画と対策についてなんですけれども、第2、第3波に向けての予防計画、対策はどこまで検討なさっているのか、再度確認させてください。町長お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずですね、この機会に認識を共有させていただきたいというふうに思いますのは、ご案内のとおりこの感染症に関しましては、国を中心として、保健所を設置している県なり特定の市等がですね、いわゆる保健衛生部門を担っておりまして、その中でそれぞれこの法律に基づく予防計画等が定められているというふうなことでございます。もちろん町としてもですね、いわゆるこのインフルエンザ等の感染がらみでの行動計画、対策行動計画というのをですね、27年度に策定をしておるところでございます。

そういう中で、繰り返しますが、基本的な保健衛生については国、地元の県、保健所、県内であれば仙台市の保健所が直接的に担うことになって、県の計画と町、市町村のこの行動計画、これが連携する、機能分担する形でですね、内容を構築しているというところでございます。

内容につきましては、総論と各論に分かれておりますので、その各論の内容については担当の保健福祉課長のほうから若干補足をさせていただければというふうに思います。保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。行動計画の主な内容につきましては、国と県を参考にですね、基本方針、被害想定を記載しております。

総論といたしましては、対策の基本項目、対策の骨子の部分ですね、そちらを記載しまして、各論といたしましては、実施体制、情報提供または共有等について記載しております。あと、蔓延防止に関する措置など、あと予防接種についても行動計画の中では記載しております。

あと、先ほど話がありました感染予防につきましては、県の計画となっております、市町村については、そちらにですね協力、あとは連携を図るということになっておりまして、地域住民に対しましては、広報誌を活用したですね、感染症に対する正しい知識の普及啓発などが役目になっております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。県と国と絡みがありましてですけども、やはり住民と密着して、速やかな行動をとらなきゃならないのは市町村だと思います。各自自治体だと思っております。そういうことからしたならば、やはりもう少し綿密な計画があつてよろしいんではないかというふうに思うわけで、そういう中からですね、各家庭の支援の在り方について、今回まだ収束はしていないんですけども、今まで実施してきた事業なんかから検証してきて、これは生かさなきゃならないというような部分、2波、3波に対しての部分について検証し、この部分はというところがあれば町長、皆さんで、対策本部で話し合ったところを一部ご披露いただければと思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一部ちょっと繰り返しになりますけれども、今の我々、特措法に基づく云々かんぬんというふうに言っていますけれども、いわゆる特措法というのは今回の新しいこのコロナが発生するまではですね、新型インフルエンザ等に関する云々かんぬんというふうに、そういう法律名の中で今回の感染症対策が実施されているというふうなことでございまして、国、県それぞれの基礎自治体での役割分担、連携という中ではですね、どうしても目に見えないウイルスへの対策、対応というふうなことにな

りますので、中途半端な形での対応はいたしかねるという部分がございます。これは保健衛生をつかさどる保健所を有する県なりに確認をし、ご指導を仰ぎながらの対処、対策ということにならざるを得ないというようなことをですね、ご理解を賜ればというふうには思います。

そういう中で、議員おっしゃるように、しかし地元として町民、住民のですね、安全安心を守るための手立ては、これは尽くさなくちゃいけないという部分はごもっともなご指摘でございまして、前段申し上げたようなそれぞれの守備範囲というのはあるわけでございましてけれども、それはそれとして、感染防止に意を用いながらの必要な対策対応というのはしっかりとっていく必要があるというふうに考えてるところでございまして。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。徹底していくという啓蒙の部分ですね。啓蒙、啓発っていうふうなことを徹底していくということで承りました。

ということであり、そしてですね、今回2波、3波を捉えて、3つのもの、マスク、消毒液等を各家庭に配布していただきました。これは2波、3波へ備えてっていうようなことで、昨日のお話の中にもありましたけれども、そしてまた今各公共施設が解放されてきています。その中で、そういうところでのコロナ対策ということで、消毒液なんかも配布して、消毒をしながら施設を開放していると思うんですけども、その部分については全部、消毒なんかは全部町として、今回のコロナ対策の中で一環として支給をしているものなんでしょうか。お尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にはお尋ねのとおりでございまして、極力一元的に必要な品を確保してですね、それを必要な部署に分配をして、例えば生涯学習施設あるいは小学校の施設、この庁舎そのものも含めましてですね、それぞれの管理している部署を中心に一括入手したものを分け合いながらですね、対応に当たっているというようなことでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。公共施設というと、やっぱり役場関係のそういうふうな施設なのかなっていうふうに思うんですけども、今各行政区でもいろいろな方々が集まって会合を始めています。そういう中であれば、各行政区への集会所なんかへのそういう配布は考えていらしたんでしょうか。もう配布は終わっているんでしょうか。その辺について確認をさせていただきたいんですが、どのように行ったんでしょうか、町長。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。マスクの関係については、2月に配布しておりますが、今回消毒液のほうにつきましては、今日からですね、各行政区のほうにお願いして、各世帯のほうに配布をお願いしている中で、各行政区のほうにもですね、生活センター等ありますので、そちらのほうに配備できるようにですね、本数に限りはありますが、そちらをですね、お配りしたいと考えております。

以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり多くの方々が集まって、不特定多数の方々がっていうところであれば、やはりそういうふうにして町でっていうところが私は必要だと思います。

特にですね、今日もトイレを見てきました。トイレの抗菌剤、それはやはり一つのところに、便座のところに1本ぐらいずつ置いたらいかなものかと思うんですけども、そういうことも考慮しながらの今回の対策なんでしょうか、町長。どのような指示をなさっていたんでしょうか。その辺についても再度確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。たしか議員からは、全協だったかと思いますがけれども、同じよ

うな問題提起をいただきましたけれども、いろいろなお考え、問題意識がおありだというふうに思いますけれども、どういうレベルの対策、対応をですね、標準、スタンダードにすべきかというふうなことも一方では問われるわけでございます。そういうふうなものを勘案しながらですね、どこの部分についてはどういうふうな対策、対応をとというようなことでやってきているところでございますけれども、議員ご指摘のトイレの便座までの対応についてはですね、標準的な対応というふうなことには、現在はそこまでは行っていないということでございます。

調べていることはですね、やっぱりこの町内の安全安心という観点での対応、これは大事でございますけれども、一方では全国的な意味での共通した対策、対応というようなものですね、勘案しながら対応をしていくべきものなのかなというふうに思っているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり設置者であるところがきちんと責任を持たなきゃならないのかというふうな思いがあって今確認をさせていただいているところなんです、やはり感染しているか、ウイルスは目に見えないもので、どこからどういうふうに、今回のコロナなんかは顔を触ってそのままですっていうところがあって、そこからっていう部分もありますので、そういうことを考えたならば、やはり念には念を押してっていうことも、財政負担にはなるとは思うんですけども、やはり命には引き換えることはできないと思うんです。そういうことからしたならば、その辺も考慮すべきではないかと思っておりますが、その辺については前向きに検討するとかっていう考えはございませんでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申しましたように、町としてはですね、県の、あるいは国の指針、ガイドラインを踏まえながらですね、適時適切な対応に努めてまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり、目に見えないものだからこそ、きちんと対処、対応をすべきだと思いますので、その辺についても再度検討していただきたいというふうに思います。

それでは次、2項目めですけれども、第2波、第3波の感染時でも、今度は休業補償がないからということで、企業なんかでは休業、休めないっていう保護者が出てくると思うんです。そういうときでも保育所、児童クラブでは、今回はちゃんと対応できたようなんです、その辺についての見解はいかがなものでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、お答えする前にですね、今ご指摘の休業補償等がないという部分について……今回、今日までの対応の中ではですね、別にその保障があるとかないとかっていうことは全然前提にしておりませんので、必要な方はどうぞと、あるいは一定の場面ではこの期間は極力家庭でお願いをしたいというふうなですね、そういうふうな大きな機関よっての取扱いの関係、違いはあつたりはしますけれども、休業補償云々かんぬんというのは全然ございませんので、いろいろなご都合、理由でどうしても保育所なりクラブのほうの利用ということであればですね、それはそれでしっかり対応させていただいているというようなことでご理解をいただければというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。今回はですね、保育所で入所者の約5分の1の子供たちが利用していて、児童クラブも約3分の1の利用者程度で終わったということなんですけれど

も、だからこそ、そこにまた教員の協力があって児童クラブの運営なんかは非常にスムーズにいったのかなっていうふうに思われるんですけども、そういうものがなければやはり必ず頼みながら、休業補償とかがなければね、頼んで働かざるを得ない保護者が出るというふうなときも想定しながら運営をしなきゃならないというふうに思うんです。

そういうことからしたならば、その辺についても検討、今後どのようにすべきかということで、今回の部分を検証したんでしょうか。その辺についてももう一度伺いたいと思います。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

保育所それから児童クラブ共にですね、今回3月2日以降ですね、長期間にわたり家庭での保育を協力したところがございます。その中で、保育士なり児童クラブの支援員はですね、感染拡大防止のためにいろいろ知恵を出し合って保育に携わって、神経を使ってですね、保育に携わってきております。

そのこれまでの経緯については、児童福祉施設の代表者集まった中で情報を共有して、こういう対応をしたよというのは児童クラブとか保育所の垣根を越えて情報を共有しておりますので、今後第2波、第3波に向けてもですね、今回の対応をもとに、引き続き消毒とか手洗い、それから保護者の方への検温等のご協力、そういったものを織り交ぜながら対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そこに勤めている支援員さん、保育士さんが一所懸命努力をしながらということなんですが、やはり子供たちです。密度、3密を取り除きながらやるのには非常に苦労があったと思うんです。そういうことからしてもですね、過酷な中での就業だったと思っております。

その密を、密の状態から守るためには、一人一人を守るためにはどのようなことを、もう一度確認させていただきたいんですけども、一人一人の子供をその3密状態から守るための工夫、今回一例を挙げるとすればどんなことがあったんでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

まず、基本的には3月以降家庭での保育の協力をお願いしました。これについては、多くのご家庭でですね、仕事の都合をつけたり、それからおじいちゃん、おばあちゃんのご協力もあって、家庭での保育協力をいただきました。

それから、児童クラブではですね、1つの教室ではなく2教室を使うような形で、坂元小学校それから山下小学校、山二小の児童クラブでもですね、集会室を利用して、2つに分ける工夫をして、子供たちの保育を行ってきておりますので、それで3密を全て回避できたかというのと、全てではありませんが、一定程度回避できたのかと考えております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今回保育所は、約30数名でしたよね。利用していた方が30数名って、150数名の入所者中約30数名、50名ということで、利用していたということで、3分の1になりますけれども、それでもやはり密が高くなるのかなというふうな思いがあります。

保育士たちと一対一で向き合うこともできた部分もあると思うんですけども、やはり通常保育室として一時預かりの保育室も今回は使わなかったから大丈夫だったと思

うんですけれども、やはり待機児童がいる状態でのこういうふうな取扱いというのは、私は非常に疑問が残るんですが、そのことについてはどのように考えますか。

ファミリーサポートとかも全部ストップした時点での、子供を預かる場所とかっていう部分についても、どのように考えて対応してあったのか、対処してあったのか、その辺についてお伺いします。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

保育所、児童クラブ以外の3月2日以降の運営ですけれども、ファミリーサポートセンターは基本的に開所しておりました。お預かり、会員の自宅等でのお預かりはするということで。ただし、利用はなかったということです。

それから、一時預かりもですね、仕事を理由にする、仕事の都合がつかない方の一時預かりについては継続してやっておりました。ただし、リフレッシュとかそういった理由での一時預かりについてはちょっと一時ストップしていたところがありますが、一時預かりも継続してやっておりましたので、そういった対応、一時預かり、ファミリーサポートセンターについてはそういった対応をしておりました。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり小さな空間で子供が安心して遊べる、そういうふうな状況を作ることが私は必要だと思うんです。

やっぱり多くの人数が集まれば密になります。そういうことも考えながら、今後運営に尽力していただくように求めておきます。

そしてですね、介護施設の部分、先ほど話にありました。やはりデイサービスのときに非常に私は心配です。8施設で約280人が利用している。特に送迎時のところの、社内での感染が心配されるわけなんですけど、今回はきちんとしたどのような対応、対策をなさってここまで運営してきたのか、その辺についてお伺いします。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。デイサービスでの送迎の対応ということなんですけれども、実際対応するのは各事業所のほうで対応することとなりまして、国のほうから示されていますマニュアルに基づきましてそちらを対応しているということで、町のほうでは4月の中旬にですね、各事業所のほうに電話連絡やファックスのほうでですね、対策を講じているかというところを確認してですね、全事業所がですね、対策を講じていることこの回答の確認を行っております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの回答にもありましたけれども、やはり引き続きですね、感染者を出さないようなものをきちんと、町としてもやっぱりファックスとかだけではなくて、顔と顔を合わせながらやっていくべきだと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。理想はですね、そういうことだと思います。ですから、全協なり、昨日、今日と一般質問のお答えの中でもですね、要所要所にあえて業務量、多忙な状況になるというようなことは申し上げさせていただいております。

私としては、町としてはですね、やはり状況に応じて、TPOに応じてやっていかなくちやないなど。限られた人材をですね、いかに効果的に起動させるかということに尽きるわけでございますのでですね、これは3.11なり今回もしかりでございます。いろんな場面でそういう基本的な認識の基にですね、職員の皆さんに大変な汗をかいてい

ただいておりますので、そのことも理解していただきながらですね、理想は分かりますよ。理想は分かりますけれども、限られた大勢でやっているわけですから、3点セットも用意しなくちゃいけない、いろいろなことを保健福祉課ではやっているわけですので、極力平時のあるべき姿でやれることには越したことございません。そういう対応に一步でも近づけられるようなですね、この非常時の対策、対応、引き続き腐心してまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。心の問題だと私は思います。誠意をもってきちんと対応すべきだということを申しておきます。求めておきます。

そして、やはりマニュアルどおりに、安全安心な環境整備できるように、やっぱり各施設との連携を密にしていかれることを求めておきます。

そして2点目、避難対策、2点目の部分の1項目目の避難対策でございますけれども、今町長から話がありましたけれども、私はいろいろな場面で、今まで聞きますと縦割り行政の弊害があるように思います。でも、今回は横断的な対応をし、特別交付金の早期の配布というようなことでの事務の迅速化を図っていただきましたけれども、やはり組織の在り方、職員の在り方だと私は思います。横断的な体制、プロジェクトチームの体制づくり、そういうことが必要ではないかということをお申しておきます。

職員の、その中でもですね、避難対策ということでもありますけれども、避難所運営マニュアルは作成しているというふうな話も聞きました。職員の運営訓練はということで、昨日高橋眞理子議員に回答がありました。でも、その回答の中で、各地の、各地域の状況を把握し、地域との連携を図れるようにしていくべきだと私は思うんですが、そういうことはどのように考えているのか町長にお伺いします。地域との連携プレー、その辺について確認させてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。昨日のですね、お答えの中で、自主防災組織という言葉を使っておるところでございますので、まず基本的にはですね、そういう関わり、連携というのが基本になろうかなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。自主防災というようなことという言葉がということですが、やはり自主防災であっても、やはり地域のリーダーとして職員が関わる部分が、共助の部分もあると思うんです。そういうことからしたならば、やはり地域とのつながりを持つために、訓練以外にもいろいろなことをやっていかなきゃならないと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いわゆる危機管理、防災対策に求められるですね、ふだんの関わり、とりもなおさずの顔の見える関係の構築だろうというふうに思います。具体的には総務課長のほうから、ふだんのですね、行動、活動の状況を改めてご案内申し上げたいというふうに思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。自主防災会ですね。こちらについては自主防災連絡会というふうな各行政区の方々の集まりの連合会を持っておりますので、そういう中で自主防災会としての動きを、連合会としての動きを行ったりですね、情報交換を行うというふうなことを行っておりますので、そういうふうな中でもより密に、顔の見える関係を保ちながら、今後もですね、進めていきたいというふうに考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。マニュアルも必要です。でも、それに基づいた訓練が必要なんです。自分の体で体得することによって、自信を持って物事に対処できるんじゃないで

しょうか。それは、私は震災のときに非常に感じました。人と人の関係、顔の見える関係、そういうことから避難所運営、そして自分たちの自立に向けての一步を踏み出すことができると思っています。緊急時における判断力を身につけさせるためにも、職員の訓練を何度となく繰り返すことを求めています。

次に移ります。

議長（岩佐哲也君）大分かかるんでしょ、後。（「まだいいですか、1時ぐらいまで」の声あり）いいですよ。（「1時ぐらいまでいい」の声あり）はい。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、2件目に入ります。

この町がきらっと輝き持続可能な町、活気あふれて誰もが足を運びたくなる町、そういうふうな町、今後のまちづくりを目指して、次の3点についてお伺いします。

1点目、交流人口100万人達成を目指した取り組みについてですが、1項目め、具体的施策推進において、今までの事業検証はというところですけども、まず最初に夢いちごの郷、1年経過前に約60万人を突破しました。その要因についてどのように分析しているのか。町長、どのように社長としても考えていらしたのか。その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまで夢いちごの郷のですね、利用、営業動向、できるだけタイムリーな形でご紹介申し上げてきたとおりでございます、その中でも申し上げてきたとおりですね、やはりイベントあるいは新たな施設のオープン、そしてその利用に関しましてはですね、何といたってもその足を運んでいただけるためには、そこで何をやるということですね、あるいはそこに足を運んでいただければどういふ楽しみ、魅力を感じてもらえるかということ事前に周知すると、認識してもらおうと。いわゆる広報戦略、広報戦術、これに尽きるのかというふうにご考えているところでございます。

なお、多少の補足につきましてはですね、担当の大和田課長のほうからお願いいたします。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

やはりただいま町長が答弁の中で申し上げましたとおり、広報戦略、これがやはり一番効果的なのかなというふうにご感じております。

それと、やはり産直施設というふうな性質上、出荷してくれる方々、そういった方々の思い入れといいますか、そういったものが今度は消費者につながるというふうなものがここまでの繁栄につながったのかなというふうにご担当としては捉えております。

ですので、常にですね、我々としましては、お客様を大切にするのは当然のことですけども、それ以上にやはり出荷してくれる方々、こういった方々を手厚く支援し、より良いものをより安く提供できるような施設づくりが大切であるというふうなことを常々、我々お願いする立場としてお話をさせていただいておりますので、引き続きそういった体制をとりながら、ますますの発展に、繁栄につなげてまいりたいというふうにご考えております。

以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。夢いちごだけで約60万人、70万人近い人々が足を運んでくれました。そのほかにですね、今後100万人の目標数値を掲げておりますけれども、今は何パーセントぐらいまでに達していると思いますか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

交流人口の推計、これについては、昨年度全庁的にですね、交流人口につながるような施設ですとかイベント、こういったものを全て洗い出しをしまして、現状の分析と今後の見込み、計画ですね、これを改めて精査したところでございます。

その結果でございますけれども、令和元年度に関しましては、掲げた目標数値については73万2,000人、約ですけどもね。これに対して、実績としまして80万人というふうな数字が積み上がったところでございます。

ただ、ご承知のとおり、今般のコロナ感染症対策の関係で、新たな生活様式というふうなものが示されてございます。これに伴って、各施設の運営の在り方ですとかあるいはそのイベントの持ち方、考え方というふうなものも今後改めていかなきゃなんないというふうに思っておりますので、そういったところも踏まえながら、随時見直しを行い、きちんとした目標を掲げてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。外出自粛といいながらも、5月の連休に夢いちごの郷で、町長、イチゴ販売なさっていましたよね。そういうふうな話を聞きました。

促進には、非常に販売促進には効果はあるかとは思いますが、交流人口、地場産品の拡大を図るためには非常に効果があるかとは思いますが、そういうことをなさってもこの交流人口に貢献したいというお考えだったのでしょうか。その辺について町長の見解をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。立場上、皆様方からですね、私の一挙手一投足が注目されているというふうな一つの表れかなというふうには思いますが、私としてはですね、相当おかげさまでいちごの郷のですね、運営が軌道に乗りつつございますので、極力支配人以下にお任せして、というふうな基本部分がございまして。一方で、限られた人数でですね、その1周年とかですね、あるいは今たまたまの連休とか、いろいろなスタッフのローテーションというんですか、そういうものも勘案しながら、時折は直接、多少の時間ですね、顔出しながらというふうな部分もございまして。

しかし、一時のようなですね、千客万来のような状況ではございませんので、そこは前段申し上げたように、状況に応じて対応をしているというようなことでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。4月の28日、ここではコロナ感染者が出ました。にも関わらず、そのコロナ対策をきちんと私はすべきだと思っていました。それが、本来の町長としての責務、それよりも夢いちごの郷の社長としての責務を重要視したのかなというふうに思うと、ちょっと寂しいような気がします。やはり、きちんと取捨選択をしながらやるべきではないかということをお尋ねします。確かに会社を守ることも必要かと思えます。でも、住民の負託を受けてトップに、リーダーとしてやっているわけですから、その辺を最重要視していただくことを求めておきたいと思えます。

それで、2点目の、地域の活性化を図るための方策なんですけれども、まずは1項目めの商店街活性化に向けた対策です。

今まで山下商店街で実施していた公会堂のような事業はもう一度再開する予定はないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど1問目のですね、回答で、これまでの取組の状況、実績等をご案内したとおりでございまして、なかなか難しい側面があるなということをお答えさせていただいたところでございます。引き続きの、今後の展開等につきましては

すね、担当課長のほうから少し現段階での考えがあれば補足をさせていただきたいというふうに思います。

なお、前段でご指摘いただいた部分の関係についてもですね、ちょっとだけ話をさせていただきますと、確に対策本部が、感染症のですね、対策本部が設置された期間での連休ということでもございましたけれども、しかし対策本部の性格上ですね、四六時中私がこの本部のある役場に常駐、常在していなければならないという状況ではございませんので、私に与えられた時間を有効活用させていただいているというようなこともですね、併せてご理解を賜ればと。少なくとも現段階では、兼ねてやっておるものですから、最小限度の対応はですね、感染症対策も含めて、産直施設のそういう対策、対応も含めてですね、時折はそちらのほうにも足を運んで、運ばざるを得ないというようなこともあるというところでございます。

担当課長、よろしく申し上げます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。空き店舗活用事業に関しましては、5年間ですよね。補助金を県から3年間いただいて、その後2年間町が単独で支援してきたというふうな経緯がございました。実際にお願ひしたのは、運営したのは商工会でありまして、商工会さんから団体さんにお願ひしたというふうな経緯は、岩佐議員お分かりのとおりかというふうに思っております。

その存続に関連し、クラウドファンディングですか、その取組なんかもあったというふうなこともお伺いしておりますけれども、結果実現に至らなかったと。

私自身もですね、利用者の一人でありましたし、そういった必要性というふうなものについてはやはり感じているところではございますので、今後町が単独で支援できるかどうかというふうな、まだこれは政策判断になってきますので、まだ私の口からはちょっと申し上げづらいんですが、そういった補助事業、交付金事業、今でもまだ続いているようですので、そういったものの情報共有というふうなものをこれまで以上に、商工会なり当事者なりに提供しながら働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今ですね、駅から山下の市街地、そして坂元の市街地ではもう本当に商店街がシャッター通りとなってしまっています。この資源を活用するようなものは何か、計画はないのか、その辺について、総合計画の中とかにも含まれていたのかいないのかちょっと私も確認はしていませんけれども、その辺について、活性化ということであれば、今まであった資源の活用ということを考えてならば、町長どのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろな場面ですね、どうするんだというふうなお尋ねでございますけれども、自分がどういうふうに捉えているのでどうだというふうなですね、そういうふうな問いかけだと非常に対応しやすいわけでございますけれども、ただどうする、どうするというふうな連続ではですね、なかなか一問一答には、私はなじまないお尋ねになっちゃっているのかなというふうに、残念な思いでございます。

先ほどもお答えしたように、既存の資源をいかにこの活用するか、見直しをするか、いわゆる磨き上げるかというようなこと、これはいろいろな場面でも同じでございます。商業であれ、文化財であれですね、地元の特産品であれですね、共通した取組方になら

うかなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。考えはということなんですけれども、やっぱりいろいろな方々から声を聞いていけば、町長の考えもあるのかなっていう思いで私は質問しているわけなんですけれども、やはりですね、中学生とか小学生がいろいろな授業でやったもの、起業教育ですね、起こす業種、普通の企業、会社とかではなくて、いろいろな業種にチャレンジをしながら、その中の一環としての製品開発とか販売を実施するというふうなところをやっているところもあるんです。そういうふうなことからしたならば、中学校、中学生、小学生、しいては近く、隣町にある高校、そういうところとタイアップしながら、そういうところを活用できるのではないなっていうふうな思いから発言をさせていただいております。そして、そこでも、少しでも地域に活気が戻るようなものができればいいのではないかなというふうなことでございます。

2項目めの企業誘致です。

やっぱり税金、税収を上げたり固定資産を上げるというふうなことであれば、企業誘致がやはり大事かなというふうな思いでおります。

先ほど有効求人倍率は非常にうちの町は高い……。

議長（岩佐哲也君）まだまだ時間かかりそうですか。でしたら昼、一旦ここで休憩を入れますよ。いいですか。やりますか、このまま。じゃあ、ちょっと換気して続けますか。じゃあ、進めてください。（「換気するのであれば15分休憩するので、昼休みとって1時半再開で。」の声あり）じゃあ、休憩入れて1時半にしますか、再開。換気。時間架かるの、かなり、まだあるんでしょう。（「いや、回答次第です」の声あり）いやいや、7分あるからね。

じゃあ、暫時休憩とします。再開は1時半。（「12時半」の声あり）12時半。一旦休憩して12時半から再開しますか、じゃあ。（「賛成」の声あり）すみません。ちょっと昼かかりますが、申し訳ありません。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。再開は12時半とします。

午後0時18分 休憩

午後0時30分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。再度確認をさせていただきます。

企業誘致なんですけれども、先ほど高い有効求人倍率だというふうなことで回答があったんですけれども、どれぐらいの倍率になっているのか。その辺についてお尋ねしますが、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の数字でございまして、担当課長からお答えをさせていただきますけれども、少なくともうちの町は全国なり東北なり県内と比較してですね、それを上回る求人倍率にあるというようなことだけは確かでございます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

この3年間の推移、私どもでもずっと見ていますけれども、ピーク時で2.2倍程ありました。2.2倍程。この時点での全国平均は1.54倍というふうなことから、

相当高い数字というふうに捉えていただけるかというふうに思います。

そして、徐々にではありますけれども、下がっては来ているものの、令和元年度の平均としては1.75倍。参考までに申し上げますけれども、宮城県においては1.58倍、東北6県では1.43倍、そして全国ベースで行きますと1.56倍というふうなことで、ご紹介したとおり全国と比較しても非常に高い推移であるというふうにご報告させていただきます。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。求人倍率が高い、高いと言いながらも、働く場所がないという声も聞こえます。そういうことからして、どのような企業誘致をすればここで働ける、安心して働けるような場所は、工場は、工場、企業は誘致できるのかということを考えているのか、その辺について町長にお尋ねします。どのような企業誘致を考えているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。以前にもですね、同僚議員から同様の趣旨のお尋ねをいただいた記憶がございます。本町のこの置かれた状況を踏まえてですね、対応せざるを得ないと。大きなことで言えばそういうことになろうかなというふうに思います。

いずれにしても、ここに絶対欲しい、なくてはならないというものをですね、これはまた業者の中からそう簡単に特定できない部分がございます。先ほど来この有効求人倍率をお話していますとおりですね、これミスマッチという部分はあるかもしれませんが、基本的にどういう業種を持ってきたにしてもですね、その業種に対して全ての皆さんがそこに職を求めるといって、そういう仕組みには世の中なっておりませんので、むしろせつかくの企業を誘致しても、肝腎の地元から求職に対応してもらえない人が手を挙げてもらえないという求人の難しさが出てくる、出てきてしまうというふうなことじゃないかなというふうに思います。

確かに議員言われるようにね、私も、特に各地区の展開する、3年ぐらいに1度の割合で地区懇談会はやっていますけれども、そういうところでも時折ね、企業誘致というお話が出ますけれども、総論として、一般論としてはそれはそれで結構なんでございますけれども、やはりこの有効求人倍率とか、今どういう業種、業態のものが町内に立地をして人を募集しているのかいないのか、こういうものをしっかり確認しながらやりとりしませんがね、ただ企業誘致と言われてもなかなかこれは大変なご時世にあると。

少なくとも先ほどご紹介していただいたように、その商工関係、それは農業法人、大変な実績があるわけがございますのでね、そしてまたそれに連動する税収あるいは一人当たりの市町村民所得統計などもですね、年々向上しているという部分がございますので、できるだけ、一人でも多く、ミスマッチのないような、そういう見解は引き続き意を用いてまいりたいというふうに思いますけれども、パーフェクトということは、これはございませんので、そこを点綴として、ミスマッチのないような企業誘致を、引き続き全力を傾聴してまいりたいというふうに思っております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。確認していかなければならないって、もう2期目、3期目ですね。今までどんなことをやってきたんでしょう。そういうことを疑問に思っています。確認していくっていうことの作業は今までもやってきたんじゃないんでしょうか。

そういうことから考えれば、やはりこういう企業が県内に進出するとなったら、それをちゃんと調べてするのがリーダーだと私は思っています。そういうことからして、

今3項目めの山元ブランドです。今山元町にはブランド品が大分出回ってきています。今町をPRするのに非常に活躍しているのではないかと思います、そのブランドの指定数、指定された人数とか分野はどの辺からだったのか、その辺についてお分かりであれば町長からご回答願いたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1回目のお答えで申し上げましたとおりですね、このブランド認証品について、積極的に、担当課を中心として取組んできておりますので、こちらも相当程度の実績を上げているというふうなところがございます。引き続きこういう方面にも力を入れていかなくちやないなというふうに思っています。

具体的な関係、今回といいますか、今、昨年度で3回にわたる認証を進めてきたわけでございますけれども、具体的な内容については担当課長のほうからお答えを申し上げます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

このブランド推進活動に関しましては、岩佐議員ご承知のとおり平成27年度ですかね、認証委員会というふうなものを立ち上げまして、その際岩佐議員にも情報発信活動者というふうな立場で、そして橋元議員にもご協力いただいて進めてきた事業でございます。

立ち上げは27年度からだったんですが、制度設計を2年間程行いまして、実際は29年度から3カ年にわたり認証してきた経緯がございます。そして、今現在の認証の数字でございますけれども、26品目認証を行っております。ただ、このうち1点がですね、もう既に商品が廃版といいますか、なくなっておりますので、それらも含めると、実際には25品目というふうに捉えていただいてよろしいかというふうに思います。

以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。25品目ということで、分野も結構あったように私も思っているんですけども、これをですね、やはりどのように、PRという部分は書いてあったんですけども、これからですね、ふるさと納税の返礼品としてもっとPRし、活用していくべきではないかと思うんですが、町長その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。あらゆる場面でですね、認商品を前面に出したPR展開を進めてきているところがございますので、引き続き進める中でですね、ご指摘のふるさと納税についてもですね、もっともっと返礼品として認知度が向上するようですね、そういう努力をしていかなくちやないなというふうに考えているところがございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱりブランドは品物だけではなくて、人作りも、人もブランドだと私は思っています。山元ブランドは人にありというふうに思っております。

そういうことを考えたならば、やはり租税教育とか起業教育などを活用した学校、社会教育的見地からもですね、考えてもよろしいのではないかと思います、町長その辺と、教育委員会とのタイアップなんかは考えていますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろな機会、場面でですね、これを駆使することによって、広がりのあるものになるんだろうというふうに思いますのでですね、今回のコロナ感染対策も含めて、子育て、定住等々ですね、組織横断的な対応をいろいろな場面で用いてまいりたいなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。具体的にね、取り組んだことがあったと思うので、担当課長か

らもご回答いただければと思います。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

25品目の中には、いわゆる有形無形を問わず25品目ございまして、古くから伝わる郷土料理なんかについても、一つの山元ブランドというふうなことで認証してございます。

ただいま学校教育の一環としてというふうな話を頂戴したかと思えますけれども、実はこれまでもご紹介しましたが、伊藤貞悦議員に全面的なご協力をいただきながら、亘理高校との連携というふうなものが構築されました。その中で、亘高生にその商品を、山元町で生産される農作物を使った商品を2つ程開発いただきまして、これらもブランドとして認証してございます。

そして、やはりそれを世の中の人に知っていただきたい、買っていただきたいというふうなこともございまして、これも今直売所経由です、商品化に向けて取組んでいるところでございますし、そして最近の動きなんですけれども、山元支援学校でもそういった取り組みをしたいというふうなことから、我々の持っているノウハウですとか、あるいは物品類を貸出ししている実績がございまして、そういったところも踏まえながら、岩佐議員ご指摘の、学校教育なんかを通してというふうなものにも今後一層力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今課長のほうからの回答のとおりですね、回答がありましたけれども、やはり地域の中で人をどのようにして育てていくか、それが商品開発になり、この町をPRすることではないかなというふうに思っています。

地域のリーダーはやっぱり地域で育てていかなければならないというふうに思います。他力本願から自立を求めた人材育成が必要ではないでしょうか。

そこで、一番私が考えているのは、役場の職員です。地域のリーダーとなって地域をリードしていただきたいというふうに思っております。交流から関係人口、そして移住定住したい施策の環境整備が必要だと思います。小さな空間、地域にもコミュニティーを構築することが大事だと思います。子育てする環境整備は、安心して災害から人々を守ります。近くで教育できる保育所、学校の環境整備が大事だと思います。そして、人づくりは行政だけではできません。行政、地域が共に手を携えて土壌を耕し、種をまき、芽を出し、やがて大きな大輪となって花を咲かせ、希望あふれる地域を、きちんと次代へバトンタッチしていきたいと思っています。

先ほど紹介ありました地域おこし協力隊、今年の4月から1人の青年が町へやって来てくれました。これは行政で育成したものではないと思っています。地域の中で、ボランティアに来てくださった方々を育成し、そしてインターンシップとかで受入れ、今回は町に地域おこし協力隊として手を挙げてくれました。その青年が中心となって、今生活で困っている学生宛てに、この町である地場産品、地域の有志の方々と、感謝を込めた詰め合わせを、感謝として、学生支援段ボールとして発送しております。今日の夕方、テレビでその状況が放映されます。一人の人が頑張っている、そういう人を支援していくのは私たち大人、特に行政の役割が大きいと私は思っています。その辺についてのPRの仕方について、町長どのお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我が町とのいろいろな機会を通じてですね、いろいろな関わり、

交流していただいて、そういう方々がまた戻ってきていただいて、さらなる活動を展開したいということで、大変ありがたい、心強く思うところでございます。

私としては、いろいろな町で特筆されるものについては、広報等を通じ、そしてまたご紹介していただいたようにですね、新聞、テレビ等でもご紹介していただけるというようなことで、本当にありがたい限りでございまして、そういう皆さんを一人でも多く輩出できるように、そういう地域づくり、人づくりを大事にしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は今困っている人を見捨てない、困っている人が目の前にいるとき助けようと思える人間、明日食べられない人を助けるべきであると思います。誰が一番困っているのかをちゃんと見抜いて、そういう目をもって行政をつかさどっていただきたい。それを作り上げていくのが私たち大人の責務だと思っています。

人づくり、それは地域づくりです。そういうことを目標に、今後も頑張っていきたいと思っております。職員の皆さん、これからも地域のために、まちづくりのために一緒に邁進して行っていただきたいと思います。今日はありがとうございました。お世話様でした。

これで私の一般質問を終了します。

議長（岩佐哲也君）以上で9番岩佐孝子君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。

次の会議は6月12日金曜日午前10時開会の会議であります。午前10時開議であります。

以上、散会。

午後0時50分 散 会
